



平成 29 年 12 月 28 日

総務大臣 野田 聖子 殿

全国青年税理士連盟

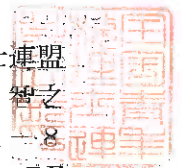
会長 森 智之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162

FAX 03-3354-4095



住民税特別徴収税額決定通知書の運用に関する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、平成 28 年 1 月 1 日からマイナンバー制度の運用が始まりました。それに伴い平成 29 年度より各市町村より住民税の特別徴収義務者たる事業者に送付される住民税の特別徴収税額決定通知書において、個人番号（マイナンバー）が記載されていることが散見されます。

今回の特別徴収税額決定通知書の運用に関しては、特別徴収義務者に対し通知書に記載された個人番号についてその利用目的を限定し、さらに特別徴収義務者へ個人番号の収集を義務めることが周知されていますが、そもそもマイナンバー制度において、個人番号を取り扱う事業者は個人番号関係事務実施者とされ、特別徴収義務者ももちろん個人番号関係事務実施者に該当します。個人番号関係事務実施者には、その個人番号の保管において安全管理措置が必要とされており、個人番号が記載されている書類ということでその取扱いには、多大な労力が必要とされます。

今回、特別徴収税額決定通知書の運用に関する指針につきましても、これを個人番号制度の収集、浸透を目的とした単なる情報提供として考えるのではなく、それを取り扱う特別徴収義務者の負担も考えるべきです。政府が個人番号の情報提供に関し、安易な考えで行うことは、国民の個人番号に対する秘密保持性への信頼を失い、マイナンバー制度の導入に伴い、多大なコストを投下してきた個人番号関係事務実施者をないがしろにする行為です。

そもそも事業者は、従業員から個人番号を収集することが義務づけられており、市町村から事業者に対してマイナンバーを記載した特別徴収税額決定通知書を送付する必要性はありません。平成 29 年 12 月 14 日に与党から公表された平成 30 年度税制改正大綱によれば、地方税法施行規則第 2 条第 1 項（4）に定められている第三号様式により記載される個人番号については、平成 30 年度より当面、記載を行わないこととされていますが、当連盟は特別徴収税額決定通知書より個人番号記載欄を永続的に削除することを要望します。

以上

